

浜岡地域原子力災害広域避難について

1. 概要

東日本大震災を踏まえた災害対策基本法等の改正等により、PAZ（原子力施設から概ね半径5km）又はUPZ（原子力施設から概ね半径30km）を管轄に含む関係道府県及び市町村は、原子力災害に備えて事前の避難計画策定が義務付けられた。

浜岡原子力発電所が立地する静岡県においては、県内だけでは対応できないことから、三重県を含む12都県に対して、広域避難の受入れ要請があり、平成26年10月には、三重県に対して袋井市88,316人（令和2年4月現在）の受入割り当て案の提示があった。

その後の経緯は以下のとおり。

2. これまでの主な経緯

時期	事項
H27. 3. 23	市町等防災対策会議で、三重県が避難先として検討を依頼されている旨を市町に報告
H27. 12. 16	市町説明会（静岡県・袋井市同席）を開催し、三重県内全市町で受け入れの方向で協議を進めていくことを確認
H28. 3	静岡県が公表した浜岡地域原子力災害広域避難計画において、袋井市の避難先が三重県と位置づけ ※複合災害時は福井県が避難先
R1. 7. 23	町村会理事会にて広域避難の概要や今後の作業を説明
R1. 8. 1	市長会にて広域避難の概要や今後の作業を説明
R1. 10. 8	避難先市町割振案について29市町同意
R1. 12. 9	「袋井市原子力災害広域避難計画」29市町同意
R2. 3. 6	避難元自治会連合会ごとの避難先市町が記載された「袋井市原子力災害広域避難計画」が策定・公表
R3. 3	三重県内29市町が袋井市と「原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定」を締結
R4. 6. 27	「市町向け避難所運営マニュアル」（素案）について意見照会

3. 袋井市原子力災害広域避難計画の概要について（別紙参照）

「袋井市原子力災害広域避難計画の概要について」

「受入対象の避難地域」

「避難所収容人数（原子力災害時）」

防災・危機管理課

TEL 0594-24-1185

FAX 0594-24-2945

E-mail : bosain@city.kuwana.lg.jp